【機能強化加算に係る掲示】

当院は「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組を行っています。

〇健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

〇介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

〇夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

〇受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。

【医療情報取得加算】

当院では、オンライン資格確認を行う体制があります。

マイナ保険証等を利用して患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

【「地域包括診療加算」2 「認知症地域包括診療加算」2に関する説明】

当院では「地域包括診療加算」等を算定する患者さんに、「かかりつけ医」として次のような診療を行います

〇生活習慣病や認知症等に対する治療や管理を行います。

〇他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の管理を行います。

〇予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医療機関をご紹介します。

〇介護保険の利用に関するご相談に応じます。

〇必要に応じ、訪問診療や往診に対応します。

〇体調不良時等、患者さんからの電話等による問い合わせに対応しています。

〇自院通院患者について、介護支援専門員、相談支援専門員からの相談に適切に対応しています。

〇患者の状態に応じ、28日以上の長期の投薬やリフィル処方せんの交付について、対応が可能です。

〇当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めている。

【一般名処方加算について】

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などありましたら当院職員までご相談ください。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。

次ページへ続く

【当診療所の施設基準の一覧】

・明細書発行体制等加算

・がん性疼痛緩和指導管理料

・在宅時医学総合管理料・包括的支援加算

・時間外対応加算３

・地域包括診療加算２

・認知症地域包括診療加算２

・機能強化加算

・医療情報取得加算

・一般名処方加算

・プログラム医療機器等指導管理料

【長期収載医薬品の選定療養費】

後発医薬品(ジェネック医薬品)がある薬で先発医薬品の処方を希望
される方は、特別料金をお支払いいただきます。
先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合
等は特別料金は要りません。

新見市大佐診療所 ☎0867-98-2500